資料 6-3

# 運営に関する基準

#### 勤務体制の確保等

# 基準

1

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

【基準条例 第146条において準用する第108条第1項】

# 事例

介護老人保健施設に併設する事業所において、老健本体と兼務関係にある職員(理学療法 士、作業療法士及び言語聴覚士など)の勤務時間の把握(記録)が不十分なものとなって いる。

# 指導・ポイント

事業所における従業員等の日々の勤務時間(職種別)や兼務関係等を勤務表上明確にすること。

#### 介護報酬

# リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(H30改正事項)

# 基準

(3) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明し た内容について医師へ報告すること。

#### 【大臣基準告示 第 25 口】

# 事例

✓ 医師への報告した旨の記録が確認できなかった。

### 指導・ポイント

▶ 医師への報告は明瞭に行い、またその記録も正確に記載すること。

# リハビリテーションマネジメント加算(II) (H30 改正事項)

# 基準

2

(2) 通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

#### 【大臣基準告示 第25ハ】

# 事例

✓ 記録上、医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨が確認できなかった。

# 指導・ポイント

▶ 医師が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。